

芸術銀河・アートを通じた地域協働支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 みやぎ県民文化創造の祭典（愛称：芸術銀河）実行委員会では、普段芸術に触れる機会の少ない地域の人々に芸術に触れる機会を創出するため、国内外から招聘したアーティストが一定期間滞在し、歴史や文化、自然、産業などの地域資源を活用しながら、地域とのつながりの中で作品制作を行うこと（以下「アーティスト・イン・レジデンス」という。）で、地域との協働が生まれ、地域に賑わいをもたらすとともに、アートの普及や若手アーティスト等の育成につなげることを目的として、芸術銀河・アートを通じた地域協働支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、交付等に関してはこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の対象者は、応募日時点でアーティスト・イン・レジデンスを実施している団体もしくは今後アーティスト・イン・レジデンスを検討している団体であって、次の条件を満たす団体とする。（以下「団体」という。）

- (1) 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体
- (2) 県内に活動拠点を有する団体
- (3) 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有する団体
- (4) 対象業務を円滑に実施する能力を有すると認められる団体
- (5) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している団体

2 次のいずれかに該当する団体は、交付申請をすることができない。

- (1) 市町村（実行委員会等の構成員に市町村等を含む場合は対象とする。）
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者）に該当する団体
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしてる団体
- (8) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団体員等の統制の下にある団体
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある団体
- (10) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと

(補助対象事業等)

第3 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件

をすべて満たすものとする。

- (1) 宮城県内を会場として行う活動であって作品制作やアーティストトーク、レクチャー、ワークショップ、学校訪問などの地域交流、その他これらに類するもの（以下活動という。）とする。
- (2) 営利を目的としない活動
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としない活動

2 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象経費）

第4 補助対象経費は、補助対象事業に直接要する経費とし、補助対象経費、補助率、補助限度額等は別表のとおりとする。

（補助対象期間）

第5 補助対象期間は、交付決定日から事業完了の日若しくは事業の廃止の承認を受けた日又は交付決定のあった日の属する年度の2月28日までのいずれか早い日までとする。

（交付の申請）

第6 補助金の交付の申請をしようとする団体は、交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとし、その提出期限は会長が別に定める日とする。

2 団体は、補助金の交付を申請するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 補助金申請時に添付しなければならない書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 団体規約及び役員名簿
- (4) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第7 会長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認めたときは、交付決定通知書により申請者に対して通知するものとする。

(計画変更等)

第 8 団体は、補助事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ補助事業変更申請書（様式第 2 号）により、会長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更においては、この限りでない。

(1) 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、事業計画の細部の変更であって交付決定額の変更を伴わない場合

(2) 補助対象経費の 20% 以内の増減

2 会長は、前号の承認を行う場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業中止（廃止）申請書（様式第 3 号）により、会長の承認を受けるものとする。

4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業遂行状況報告書（様式第 4 号）により、速やかに会長に報告し、その指示を受けるものとする。

(状況報告)

第 9 会長は、必要があると認める場合は、団体に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

(実績報告)

第 10 団体は、事業完了日（事業廃止について会長の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日までに実績報告書（様式第 5 号）を会長に提出しなければならない。

2 事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施結果報告書（様式第 5 号の 1）

(2) 収支決算書（様式第 5 号の 2）

(3) 支出を証する書類の写し

(4) 契約書又は請書の写し（事業実施にあたり契約を行った場合）

(5) 活動記録写真

(6) その他会長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第 11 会長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す

るものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第 12 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 会長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助額の 7 割の額を限度として、補助金の概算払いをすることができるものとする。
- 3 前項に規定により概算払いを必要とする場合、その請求書の様式は、様式第 6 号によるものとする。

（消費税等仕入控除の確定に伴う補助金の返還）

第 13 団体は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 7 号により速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 14 会長は、正当な理由がなく、次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し、その交付した補助金の全部または一部に相当する額を返還させるものとする。ただし、災害その他特別な事由による場合を除くものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 補助事業を実施せず、又は実施する意志が認められないとき。
- (3) 補助事業を中止したとき又は完了する見込みがないとき。
- (4) 補助金を補助事業の目的外に使用したとき。
- (5) 実施報告書を第 10 条に規定する日まで提出しないとき。

（関係書類の保管等）

第 15 団体は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

補助対象経費	内容	補 助 率	上 限 額
作品制作費・ 地域交流事業 費	・ 作品制作費 調査、材料、展示準備、撤去、広報に係る経費、制作、発表用会場の借上に係る経費。 ・ 地域交流事業費 アーティストトーク、レクチャー、ワークショップ、学校訪問など、地域との交流事業に要する経費。 ※ いずれも、実施宣伝・広報のためのチラシ・ポスター作成等に係る経費を含む。	10/10	30 万円
滞在費	・ ホテル等の宿泊に係る費用及び宿泊場所から制作場所までの交通費等として、1 日当たり最大 10,000 円 ・ 宿泊に伴う空き家・ウィークリーマンション等の借上料（最大 10 万円）。 ※ 前項の制作及び発表用会場借上に係る経費との重複は不可。 ※ 宮城県内において宿泊することを条件とする。	10/10	30 万円
交通費	アーティスト等の居住地又は所在地の最寄りの主要駅から実施場所、までの往復分実費	10/10	20 万円
	各経費の合計上限額		50 万円

※ 各経費それぞれの上限額は本表のとおりとするが、補助額の合計上限額は 5 0 万円とする。